

南畑小学校いじめ防止対策基本方針

平成27年4月

1 はじめに

いじめは、「いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大な危険を生じさせる恐れがある悪質な行為」ととらえます。

そこで、学校、家庭、地域が連携していじめ問題を克服するために、国の「いじめ防止対策推進法」をもとに、「南畑小学校いじめ防止対策基本方針」を定め、対応にあたることとしました。

2 いじめ問題に対する基本的な考え方

(1) いじめ防止対策推進法について

いじめ問題の対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応することが必要です。これまでも、学校において様々な取組が行われてきましたが、未だ、いじめを背景として、児童生徒の生命や心身に重大な危険が生じる事案が全国で発生しています。

そこで、社会総がかりでいじめ問題に対峙し、基本的な理念や体制を整備するため、平成25年6月に「いじめ防止対策推進法」が成立しました。

(2) いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは、全ての児童生徒に関係する問題です。いじめの防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめをなくすことを目標に行われなければなりません。

また、「全ての児童生徒がいじめを行わない」「いじめは、いじめられた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であること」について、児童生徒が十分理解できるようにすることを旨としなければなりません。

(3) いじめの定義

いじめ防止対策推進法第二条では、「この法律において『いじめ』とは、児童等に対して当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つことが必要です。

具体的ないじめの態様は、次のようなものがあります。

- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつけられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品を要求される
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをさせたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、本人の許可なく個人情報等を載せられたり、誹謗中傷や嫌なことをされたりする 等

なお、前記の「いじめ」には、犯罪行為として取り扱われるべきものがあり、それらについては、教育的な配慮や被害者への意向への配慮の上で早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要です。

(4) いじめの理解

いじめは、どの子どもにも、どの学校にも起こりうるものです。とりわけ、嫌がらせやいじわる等の「暴力を伴わないいじめ」は、多くの児童生徒が入れ替わりながら被害も加害も経験します。

また、「暴力を伴わないいじめ」であっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、「暴力を伴ういじめ」とともに、生命又は身体重大な危険を生じさせることとなります。「悪ふざけ」という名目で加害者側には、他意はないように見えても、靴等の私物を隠す「いたずら」や内緒話等の「仲間はずれ」等も、被害者の学校での意欲を著しく害するものです。

加えて、いじめの加害・被害という二者関係だけでなく、集団の中での「観衆」としてはやし立てたり、面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許さない雰囲気が形成されるようにすることも必要です。

2 南畑小学校におけるいじめの防止等の対策について

いじめ防止対策推進法第二十二条により、次の組織を設定します。

(1) 組織の名称

いじめ対策委員会

(2) 組織の構成

学校長、副校長、生徒指導主事、各学級担任、養護教諭

必要に応じて、保護者代表として、PTA 役員（会長、副会長）、地域住民代表として学校評議員

(3) 組織の役割

- ・いじめに関する情報の収集及び共有
- ・いじめの事実確認、対策案を練る
- ・該当児童への指導、該当保護者への対応
- ・学級への指導体制の強化、支援
- ・外部組織への協力要請、又は警察への通報
- ・いじめ防止及び早期発見のためのアンケート調査の実施と結果の分析

3 いじめ防止等の対策のための具体的な取組

いじめ防止対策推進法第十六条により、早期に発見するための在籍する児童に対する定期的な調査、その他必要な措置を講じます。

(1) いじめの防止

- ・いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではないことを**教職員全体**で共有し、指導にあたります。
- ・**道徳教育**を学校教育の中核に置き、日頃よりいじめを許さない**学級づくり・集団づくり**に努めます。また、道徳教育の一環として、**ソーシャルスキルトレーニング**を取り入れ、児童の社会性やコミュニケーション能力の育成を図ります。
- ・**自己有用感**や**自己肯定感**を育成することに努めます。
- ・**保護者との連携**を図ります。
- ・インターネット等の正しい使い方等の**情報モラル**を児童に絶えず指導していきます。
- ・いじめに対する**研修**を行い、教職員の資質向上に努めます。

(2) いじめの早期発見

- ・いじめにつながる行為を見逃さず、常に情報を共有します。
- ・6月、11月、2月に「心と体のアンケート」調査を実施します。
- ・日記指導、朝の会、帰りの会等の学級活動を通して児童の実態把握に努めます。
- ・家庭訪問等を通して、保護者との連携強化に努めます。

(3) いじめに対する措置

- ・いじめと見られる行為を認めたときは、当該教職員がいじめ対策委員会に報告し、速やかにいじめられた児童、知らせた児童、関係児童・集団の話を聞けるような体制をとります。
- ・いじめられた児童・知らせた児童への安全を確保します。
- ・いじめ対策委員会を通して学校全体で情報共有を図り、指導にあたります。
- ・該当保護者に連絡し、家庭訪問や学校で話し合いの場を設けるなどして、事態の収拾に努めます。
- ・雫石町教育委員会に報告し、必要に応じて、関係機関との連携を図ります。

4 重大事案への対処

(1) 重大事案とは

いじめ防止対策推進法第二十八条で、次の場合を重大事案として、学校の設置者又はその設置する学校は、その事態の対処に速やかに事実関係を明確にするための調査を行うものと規定されています。

- 一 いじめにより本校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認められるとき。
- 二 いじめにより本校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められるとき。
 - ア 「心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童の状況に着目して判断する。例えば、次のようなケースが想定されます。
 - ・児童が自殺を企画した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・金品等に重大な被害を被った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - イ 「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。児童が一定期間連続して欠席しているような場合には、前期目安に関わらず、学校長、いじめ対策委員会の判断により、迅速に調査に着手します。
 - ウ 児童が保護者からいじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で重大事態が発生したものとして報告・調査にあたります。

(2) 重大事態発生時の対応

ただちに雫石町教育委員会へ報告します。その後は、本校の学校危機管理マニュアルに基づいて対応にあたります。

5 保護者、地域との連携

- ・PTAの各種会議や保護者会、家庭訪問等の機会を利用して、いじめの防止や対応に関する学校基本方針を説明します。また、日頃から保護者との連携を強化し、いじめ防止に対しての協力を得ます。
- ・いじめ防止基本方針をホームページ公開する等により、地域にいじめ防止に対する学校の方針を伝え、地域ぐるみの防止対策を行います。